

A.D. 一三七七年の「パルミラ関税法」について

小玉新次郎

序言

「パルミラ」Palmyra, Palmyre は、古く「タドモル」Tadmor と呼ばれて、アツシリア碑文や旧約聖書にみえ、ギリシアやローマの歴史書にはパルミラの名であらわれている。それはダマスカスの東北二四〇キロ（現アラブ連合共和国シリア州）、地中海とユーフラテス河とはさまれたシリア砂漠の真唯中に位置し、中国あるいはインドとヨーロッパとを結ぶ東西交通の中継駅として繁栄した最も典型的な隊商都市である。

普通に隊商都市といわれているのは、砂漠を走っている交通路上のオアシスに発生した宿駅、中継市場あるいは軍事植民地であつたものが、交通量の増加に伴つて拡大し、終に「都市」にまで発展したものである。隊商都市は水の補給地であることが不可欠の要件で

あるが、そのほか神殿、隊商宿、市場、隊商警備軍、劇場、歓楽街などの設備を必要条件とした。オアシスに発生する、このような

「都市」の建設は、各地方の政治支配者がこれに介入することもあるが、実質的には定期的市場もしくは交易の直接の担い手である隊商人たちによつて行われる。したがつて、こういう都市における政治上の権力者は、同時に経済上の実力者である隊商指導者あるいは、経営者であり、また彼等は司祭を兼ね、宗教上の階層ヒエラルキにおける最高権威者になることもあつた。一方、都市の主要財源は、その地を通過する隊商の輸送物資に課せられる関税に依存していた。要するに都市の生活水準と政治的行動は、常に都市主要構成員である隊商人によつて決定され、一たび交通路が変更し、物資の交流が杜絶すると、砂漠の中で空中楼阁のように繁栄した都市が、一朝にして死の町と化するのである。

オリエントには、いわゆる半月形沃野を包んで、広大な砂漠が展開しているが、それを貫いてティグリス、ユーフラテス、オロンテス、ヨルダン、ナイルなどの水系が流出し、その間に点在するオアシスを縫つて早く新石器時代には東西の交易がはじまつていた。そのうえ東方は遠く中国から陸路中央アジアを通る「絹の道」、南方は同じく中国あるいはインドからペルシア湾を経、ティグリス、ユーフラテス両河の間をさかのぼつて「絹の道」と合する東方海路、また紅海を通る南方海路があり、西方へは地中海岸よりローマへの道、北方には裏海、コーカサス、黒海附近を通る最北路とつながり、東西交通ひいては世界交通の中心をなしていた。さらにこれらの幹線を結ぶ多数の支脈ともいえる交易路が、オリエント各地の到るところを走つて相互に連絡し、相互に共存共榮していたといふことができる。その路上には、いつのころから隊商が往来して幾多の都市が出現し、久しい間の慣習が自然発生的に成文化して終に「交易法」となり、それが一般に広く通用するようになってゐる。砂漠における唯一ともいふべき輸送手段として、隊商の交易物資を運搬していた「ラクダ」は、正しく「砂漠の船」であつた。その輸送量は現代からいふと、さして大きくはないが、奢侈品のほかに生活必需品を盛んに取扱ひ、戦争、作不作、疾病、交通路の遮断等にもとずく需要と供給との多寡によつて、東西諸都市間に好景氣と不景氣を

もたらし、各地でその盛衰現象を生じたのであつた。歴史上に出現した東西の諸王朝も諸民族の盛衰も、このような隊商による景氣變動の波と決して無関係ではありえなかつた。もちろんその變動は極めて緩慢であることを特徴としてゐるが、それは比較的長期にわたる場合が多く、古代世界のすべての人類に実に深刻な影響を及ぼしている。その中でもシリアは東西間の最も重要な交易路の合流地点であり、ここでは隊商によつて養われた多数の都市が榮えていた。古くはアケメネス朝ペルシア帝国時代の末期から、ローマ帝政時代を経てオリエント中世にいたるところまで、東西をつなく経済と文化の世界的中心となり、したがつて隊商路確保をめざして近隣諸國の争奪の的となつた。とくにバルミラは、東西を結ぶ最短の距離にあつて、温泉のわくオアシスに位する中繼都市として最も繁榮し、隣國より最も狙われた都市の一つであつた。

次に、紀元前一世紀末より紀元三世紀にわたるバルミラの歴史について概観しておこう。一体、東西間の交通は、先述のごとくアケメネス朝ペルシアの發展、アレクサンダー大王の東征、マウリア王朝の樹立、秦漢帝國の統一などによつて促進され、極めて活潑となつてきた。ことに紀元前二〇年、ローマ皇帝アウグストゥス Augustus (30 B. C. ~ A. D. 14.) の努力によつてローマとバルティアとの間に、はじめて平和条約が結ばれ、この「ローマの平和」 Pax Romana

が成り、東西交易路の安全性が確保され、そのうえローマ市民の間には中国・インドなど東洋の物資、とくに奢侈品にたいする需要が増大して、東西交易は異常な活気を帯びてきた。そしてバルミラはますます隊商都市として、交易品の中間搾取によつて、急速な発展を遂げるに至つたのであつた。

その後、西紀一世紀の前半、ネロ皇帝 Nero Claudius Caesar (A. D. 54~68)まで、ローマとバルティアとの間に、アルメニアの帰属問題をめぐつて紛争が絶えず、バルミラを通る交易路も一時的に寂れたが、一世紀後半には両国間に平和状態が回復した。一方、中国においても王莽の反乱以来、西方との交渉は一時中絶していたが、後漢の明帝(西紀五七―七五年)の時には再び西域経略をはじめ、まず班超はクシャーン朝の軍を撃つて、和帝の永和三年(九一年)にはぼ目的を達し、危茲に鎮して西域都護となり、漢威をバミール高原の東西に輝かせた。その部将甘英がローマに使しようとして地中海に臨んだことは名高い話である。

かくて、一世紀後半から二世紀前半にかけて、漠とインド、バルティアさらにローマとの交通は頗る繁栄していたといえるのである。しかし、ここで見逃してならぬのは、この時期における東西交易では、紅海經由の海路の方が、陸路よりもむしろ盛んであつたことである。シリアの混乱、バルティアの興起、スキタイその他遊牧民族

の妨害などのために、たださえ長距離にして危険な陸路の通行は一層困難になつた。これに反して、東地中海におけるアレクサンドリア港の隆盛、季節風航路の発見によつて、紅海經由の海上交易は一層促進されたのである。桓帝の延熹九年(一六六年)には大秦王安敦(アントニヌス)の使者と称するものが海路から洛陽に到着したという有名な事実がある。

一〇五年、バルミラにとつて最大の競争相手である隊商都市ペトラが、トラヤヌス帝 Traianus, Marcus Ulpius (A. D. 98~117)の率いるローマ軍の手におちたので、バルミラは従来ペトラが掌握していた紅海沿岸一帯の通商権の大部分を奪取し、オリエント第一の隊商根拠地となつた。そのため南アラビアの商品が地中海岸の諸港へ運ばれるにもバルミラを通過するに至つて、この都市は一層繁榮した。トラヤヌスの積極的な東方政策は、東方との平和を目的とするアウグスツスやテイベリウス Tiberius Julius Caesar (A. D. 14~37)にみられた政治的意図よりも、むしろ東方を征服してバルシア湾やインドへいたる交通路を完全に支配し、メソポタミアを通る商品にたいする課税を確保しようという経済的目的をもつていた。すなわちそれは当時活潑となつていた紅海經由の海上交易と平行して、他方ではバルミラを中心とする東方との陸上交易をも支配しようとするものであつた。

一七七年、ハドリアヌス Hadrianus, Publius Aelius (A. D. 117~138) が、トラヤヌスの病死のあとを継いでローマ皇帝になった。彼は先帝の東方攻略の政策を改めて、アウグスツスの平和策を復活し、ユーフラテス河をバルテニアとの境界と定めて国境守備に重点をおいた。そして続くアントニヌス・ピウス帝 Antoninus Pius (A. D. 138~161) 時代にいたるまで約半世紀間、ローマとバルテニアとの関係は再び平和状態に戻る。

ハドリアヌスはローマ帝国内の到るところに古典ギリシア復活の文化政策を推進したが、バルミラも直接その影響を多分に受けることとなつた。バルミラの歴史上、最も重要なことは、一二九年ハドリアヌス皇帝がこの地を親しく訪問し、都市の中心をなす隊商街路のほか、神殿、塔墓など多くの建築物を新築あるいは復興したことであつた。そのすぐれた数多くの遺構は、今日なおバルミラの廃墟にみることが出来る。かくてローマ皇帝直接の恩恵を多分にうけた砂漠の中の夢の都市バルミラは、「ハドリアヌスのバルミラ」または「ハドリアノポリス」と称せられた。さらに、彼は一三七年にこの都市のため特別に関税法の制定を許可したが、彼のこのような政策がバルミラ市民の非常な歓迎をうけたことは現存する多くの碑文が語るところである。

しかるにアントニヌス帝の晩年には、バルテニア軍はアルメニア

とシリヤに侵入したが、次のマルクス・アウレリウス帝 Antoninus, Marcus Aurelius (A. D. 161~180) によつて撃退され、両者の間に再々度の平和条約が成立し、その後バルミラにはローマ軍団が駐屯することになつた。

一九七年、ローマの内訌に乗じてバルテニア王ウオロゲセス Volgases 四世 (A. D. 190~209) がアルメニアとメソポタミアとの奪回を企てて出陣したが、次のローマ皇帝セプティミウス・セウエルス Severus, Lucius Septimius (A. D. 193~211) はこれを反撃してセレウキア、タテシフォンを占領し、一九九九年に北部メソポタミアをローマ属州として軍を引上げた。そして、これらの戦闘中バルミラ人は軍団を編成してローマ軍に加勢し、とくにその弓騎兵の活躍には目ざましいものがあつた。

三世紀に入るとバルミラはその繁栄の絶頂に達した。そのころバルミラの諸氏族の中から急速に権力を握つてきたユリー・アウレリー・セプティミウス家 *Julii Aurelii Septimii* にオチナツヌ *Septimius Odaenathus* が現われ、彼はオリエンツに覇権を確立するため、ローマと結んで東方のササン朝ペルシアに当らうとした。恰も二五九年、時のローマ皇帝ウァレリアヌス *Valerianus, Publius Licinius* (A. D. 253~260) がエヂュッサにおいて、ペルシアの奸計に陥ちて捕虜となり、ペルシアに虜囚中に死亡するという事件が

おこつた。この時、パルミラ王オデナツスはササン朝のシャープール Shapur 一世 (A. D. 242~273) をユーフラテス河畔に破り、みずからベルシア王の称号である「諸王の王」を称し、また一方ローマ元老院からその功により「アウグスツス」、「イムペラートル」の称号を贈られた。

こうしてオデナツス王家は繁榮していつたが、二六六年、オデナツスが暗殺された後、幼帝ウァーバラツス Vaballathus がこれを継ぎ、オデナツスの妻ゼノビア Zenobia が実権を握つた。ゼノビア女王はそこで近隣の隊商諸都市と隊商交易に従事するあらゆる者を糾合して、パルミラを首都とする独立単一の「隊商王國」の建設を夢み、一時は、ユーフラテス河からナイル河に達し、さらに小アジアにも及ぶ広大な地域を版圖に収めたのである。しかし、やがて反撃に出たローマ皇帝アウレリアヌス Aurelianus, Lucius Dominus (A. D. 270~275) により、二七三年、ゼノビアは虜囚となつてローマに送られ、王都パルミラも無残に破壊されて、彼女の夢は泡沫のごとく消え去つた。その後、東西交通路が移動したこととも相俟つて、この都市は再び昔日の繁榮をとりもどすことはできなかつたのである。

注 村川堅太郎「ローマ」帝政期』初期に於ける南海貿易の進展」

『エリユトウラー海案内記』所収 昭和二十三年)

栗野頼之祐「安息王アルタバノス三世王令のギリシア碑文に

ついて」(『出土史料によるギリシア史の研究』所収 昭和二十五年)

拙稿「パルミラ発掘の漢代絹布について」(『関西学院史学』第三号 昭和三十年、「東西交通史上より見たるパルミラ」『人文論究』六巻五号 昭和三十一年)。

パルミラ関税法碑文の発見

パルミラ遺址の紹介は、ハリファクス W. Hailfax ら数人のイギリス商人の探險に始まる。彼等はアラビヤ人と商談中に、たまたまこの遺址の所在を聞き、一六七八年七月、第一回の探險を試みた。ただしこの時は一行がパルミラに到着するや、同地のアラビヤ人に捕えられ、身代金を支払つて辛うじて逃げ帰つてゐる。しかし彼等は壮大な遺址に魅せられて一六九一年十月に第二回の探險を行い、幸いこの時は数日滞在調査することができ、その結果を一六九五年から三年間にわたつて The Philosophical Transactions に報告している。

爾來、欧米人のパルミラ探訪は相継ぎ、そのうちイギリス人ウッド R. Wood は一七五一年、二週間にわたる实地調査の結果、Ruins of Palmyra, otherwise Tadmor in the Desert. London, 1753~57. なる大冊を著わしている。これがパルミラに関する最初の学術的出版である。一七五四年にはフランス人バルテルミー J. Barthe-

helomy およびイギリス人スウィントン J. Swinton が「パルミラ文字」を解明し、一八六八年、ウオギエ H. M. de Vogüé は *Inscriptions sémitiques*. Paris, 1868~77. を著わして「パルミラ語解説上の諸問題を殆んど解決したのである」。

第一次大戦後は、この地がフランスのシリマ委任統治領となり、一九二五年以来セイリッ H. Seyrig 教授の指導のもとに主としてフランスが組織的発掘に當つてゐる。しかしパルミラの発掘調査はそれまで殆んどが個人の手によつてなされ、これに加えて附近の住民の数多い盗掘もあつて多数の碑文や遺物が散逸してゐる有様である。さて、ここに解説する一三七年度制定の関税法碑文は、十七世紀以来発見されてきた多数のパルミラ碑文の中で最も重要なものの一つである。これは一八八一年、ロシアのラザレン公 A. Lazarev がパルミラの市場の遺地の南で発掘し、一九〇一年にロシア政府がこれをメテルブルグ (現レニングラード) のエルミタージエ博物館に移送して、現在同所に保管されてゐる。ただ遺憾なことは、碑文にかなり欠損があり、また今日、関連史料が極めて乏しいため、これが究明にあたつては多くの点で推測の域を出ないのである。しかしこの「パルミラ関税法」は実にその後二・三世紀にわたるパルミラ発展の政治・経済的基礎をなした最も重要な史料といふことができるのであり、また単にパルミラのみならず、西マシヤを中心とする

東西交渉史研究上にも重大な意義を有することは言を俟たない。

パルミラ関税法に関する文献目録

- Cagnat, R., Remarques sur un tarif récemment découvert à Palmyre. *Revue de philologie, de littérature et d'histoire anciennes*, viii, 1884, pp. 135~144.
- , *Inscriptions Græcæ ad res Romanas pertinentes*, III, 1026~1056. (L. G. R. R.)
- Chabot, J. B., Remarques sur le Tarif de Palmyre. *Journal Asiatique*, 1918, II, pp. 301~317.
- , *Choix d'inscriptions de Palmyre*. Paris, 1922.
- , *Corpus Inscriptionum Semiticarum*. Vol. III, Part II, fasc. I, n° 3913. Paris, 1926.
- Cooke, G. A., *A Text-book of North Semitic Inscriptions*. Oxford, 1903, n° 147, pp. 313~340.
- Dessau, H., *Der Steuertarif von Palmyra*. *Hermès*, xix, 1884, pp. 486~533.
- Dittenberger, W., *Orientalis Græci Inscriptiones Selectæ*. Leipzig, 1905, nos. 629~651. (O. G. I. S.)
- Duval, R., *Communication sur la loi fiscale de Palmyre*. *Journal Asiatique*, 1883, II, pp. 537~539.
- , *Le passif dans l'araméen biblique et le palmyrénien*. *Revue des Études juives*, viii, 1884, pp. 57~63.
- Février, J. G., *Essai sur l'histoire politique et économique de Palmyre*. Paris, 1931.
- Foucart, P., *Inscription de Palmyre*. *Bulletin de Correspondance*

dance hellénique, vi, 1882, pp. 439~442.

Lazarev, A., Palmyra : archéologique et archéologique izsledovanie. Peterburg, 1884.

Reckendorf, S., Der aramäische Theil der palmyrenischen Zoll

und Steuerartikls. Z. D. M. G., xvii 1888, pp. 370~415. (Z.

D. M. G. = Zeitschrift der deutschen morgen landischen Gesellschaft)

Sachau, E., Über den palmyrenischen *vôljos re'awwars*. Z. D.

M. G., xxxvii, 1883, pp. 562~571.

Schlumberger, D., Réflexions sur la loi fiscale de Palmyre, syria, xviii, 1937, pp. 271~297.

Schröder, P., Neue palmyrenische Inschriften : Der biblische palmyrenische Zolltarif. Sitzungsberichte der königl. preuss. Akademie der Wissenschaften zu Berlin, 1884, pp. 417~436.

Schwab, M., Aram et le Talmud. L'Univers israélite, 1884, p. 353.

Seyrig, H., Le statut de Palmyre. Syria, xxii, 1941, pp. 155~175.

Vogüé, M. de, Inscriptions palmyréniennes inédites. Un tarif sous l'Empire romain. Journal Asiatique, 1883, I, pp. 231~

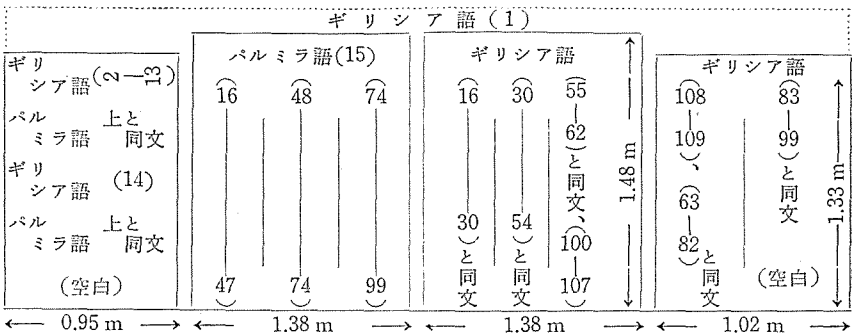
245; II, pp. 149~183.

パルミラ関税法

碑は高さ約一・七五メートル、幅約四・八五メートル。その表面に四部に分れて碑文が刻まれている(図I参照)。

以下()内の数字は筆者が翻訳・解説の便宜上附したものである。

図 I



解説中、パルミラ語は
ブライ文字で表記した。

なお、この徴税法は輸

出入税に限らず、一部に

都市税をも含んでゐるが、

法律全体の性格上「関税

法」とした。

〔本文〕

(ギリシア語)

(1) 神、イムハトラ

ール、カニサルであるト

ラヤヌス・バルテイタス

の子、神であるネルヴァ

の孫、大教皇、護民官第

二十一年、イムハトラ

ル第二年、執政官第三年

にして祖国の父であるト

ラヤヌス・ハドリファヌ

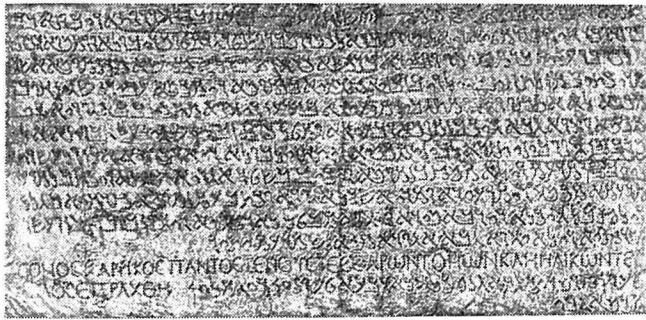
ス・アウグストゥスの御代

に、すなわちL・アエリ

ウス・カエサルスの執政官第二年、P・コエリウス・バルビヌス（の執政官）の代に。

(2) 元老院布告。四四八年ニサン月第十八日。

(3) 議長、ハイラーンの息子のポーンネの息子、P・コエリウス・バルビヌス（の執政官）の代に。



写真Ⅰ 碑文左端部の中程、バルミラ語(2)~(4)の部分

「元老院と人民」の書記、フィロパトールの息子のアレキサンダーの息子、アレキサンダーの息子、アレキサンダーの執政官、モキームの息子、オライの息子、マリク、およびネサーの息子のゼビダの下に、

(4) 元老院は法律にしたがって召集され、下記のことを決定した。

(5) 従来、課税の対象となる商品の多くが徴税法に明記されず、収税人の請負契約書の記載事項にもとずいて慣習にしたがって課税されてきた。

(6) かくして収税人は

法律と慣習にもとずいて徴収するのが常であった。

(7) 故にこれら事柄について商人達と収税人達との間にしばしば紛争が惹起した。

(8) そこでこれら執政官からなる元老院と十大大官達とは次のことを決定した。

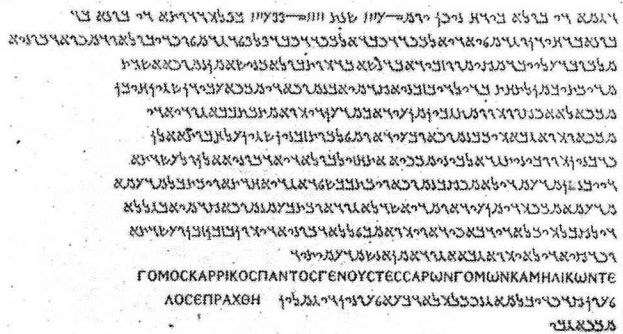
(9) 本官達は法律に記されていないかつた事柄を明らかにすべきこと。

(10) またそれが請負

契約についての新しい書類に記入されるべきこと。

(11) また各商品には慣習にしたがって税額が記入されるべきこと。

(12) また本官達はその書類が収税人によつて同意されれば、ラプ・アシーレー神殿の前にある石碑に旧法とともに刻むべきこと。



写真Ⅱ 同上文を活字体で表わしたのもの

(13) また在職中の執政官達、十大官達および理事官達は、いかなる時にも、収税人が不当な税額をいかなる者にも要求しないよう監視すべきこと。

(バルミラ語)

ギリシア語 (2) — (13) と同文

(ギリシア語)

(14) 荷車1台の積荷は、いかなる種類の商品であつてもラクダ4頭の積荷として課税される。

(バルミラ語)

ギリシア語 (14) と同文

(バルミラ語)

(15) ハドリアナ・タドモルの税関とアエリウス・カエサルの水源地との徴税法

(16) タドモルあるいはその領域に将来される奴隷を輸入する者から、収税人は各人について22デナリーを徴収する。

(17) 都市内において売却され、かつ輸出されない奴隷について12デナリー。

(18) 売却される経験奴隷について10デナリー。

(19) 購入者が奴隷を輸出する時、彼は各人について12デナリーを課す。

(20) 前述の収税人はラクダの積荷の乾燥物資から、ラクダの積荷について……輸入にたいして3デナリーを徴収する。

(21) ラクダの積荷について輸出にたいして3デナリー。

(22) ロバの積荷について輸入ならびに輸出にたいして2デナリー。

(23) 緋色染の羊毛から、各羊毛束について輸入ならびに輸出にたいして8アサリー。

(24) フラスコに入れて輸入される、ラクダの積荷の香油から25デナリー。

(25) かつ、この香油の(?)輸出にたいして、ラクダの積荷について13デナリー。

(26) 山羊の皮袋に入れて輸入される、ラクダの積荷の香油から、輸入にたいして13デナリー。かつ輸出にたいして7デナリー。

(27) フラスコに入れて輸入される、ロバの積荷の(香)油から、(輸入にたいして)13(デナリー)。かつ輸出にたいして7デナリー。

(28) 山羊の皮袋に入れて輸入される、ロバの積荷の(香)油から、(輸入にたいして)7デナリー。かつ輸出にたいして4デナリー。

(29) 山羊の皮袋4枚に入れて、ラクダで運ばれた油の積荷から、輸入にたいして13デナリー。かつ輸出にたいして13デナリー。

- (30) 山羊の皮袋2枚に入れて、ラクダで運ばれた油の積荷から、輸入にたいして7デナリー。かつ輸出にたいして7デナリー。
- (31) ロバの積荷の油から輸入にたいして7デナリー。かつ輸出にたいして7デナリー。
- (32) 山羊の皮袋4枚に入れて、ラクダで運ばれた脂肪の積荷から、輸入にたいして13デナリー。かつ輸出にたいして13デナリー。
- (33) 山羊の皮袋2枚に入れて、ラクダで運ばれた脂肪の積荷から、輸入にたいして7デナリー。かつ輸出にたいして7デナリー。
- (34) ロバの積荷の脂肪から、輸入にたいして(7デナリー。かつ輸出にたいして)7デナリー。
- (35) ラクダで運ばれた塩魚の積荷から、(輸入にたいして)10(デナリー)。
- (36) かつ、その中のいくらかを輸出する者から……ラクダの積荷について(10デナリー?)。
- (37) ロバの積荷の塩魚から、収税人は輸入にたいして3デナリー、かつ輸出にたいして3デナリーを徴収する。
- (38) 馬(?)から、輸入にたいして10デナリー。
- (39) ラバから、輸入にたいして10デナリー(?)。
- (40) ……から、輸入にたいして2アサリー。
- (41) 子羊から、輸入ならびに輸出にたいして1匹について1アサリー。
- (42) ラクダから……にたいして3(アサリー)。
- (43) ……から2アサリー。
- (44) ……から……かつ……1アサリー。
- (45) また収税人は香油を製造する者から、毎月2アサリーを徴収する。
- (46) また収税人は女から徴収する。1デナリーあるいはそれ以上取る者から、各女について1デナリー。
- (47) かつ8アサリー取る者から、彼は8アサリーを徴収する。
- (48) かつ6アサリー取る者から、彼は6アサリーを徴収する。
- (49) また彼は皮革(?)の工場ならびに店舗から、慣習にしたがつて(毎)月各店舗について1デナリーを徴収する。
- (50) 輸入あるいは販売される、すべての獣皮から、各獣皮について2アサリー。
- (51) 都市内において取引する被服商人達……にたいする税は一定しない。
- (52) 都市にある二ヶ所の水源の使用にたいして(一年について)800デナリー。
- (53) 収税人は小麦、ブドウ酒、ワラ、ならびに同様種類の商品の積荷について、各ラクダの一行程毎に1デナリーを徴収する。

(54) 空荷で将来されたラクダについて、彼はカニサルによつて解放された人であるキリクスが徴収したと同様に、1デナリーを徴収する。

(55) 総督マリヌスの前で取決められた徴税請負契約にもとづくタドモル徴税法、ならびに都市とその領域内とにある水源と塩とにたいする徴税法。

(56) 乾燥物資(?)から、各ラクダの積荷について、輸入は4デナリー。かつ輸出は4デナリー。

(57) 緋色染の羊毛から、各羊毛束について、輸入にたいして4デナリー。かつ輸出にたいして4デナリー。

(58) また収税人は上記のようなあらゆる種類の商品から徴収する。

(59) 塩から、16セクスタリーに相当する1モデイウスについて1アサリー。

(60) 彼は……が望むだけのものを使用できるように支給する。

(61) その塩を得られない者(?)は、この法律にもとずいて1モデイウスについて2セステルテイ。

(62) タドモルあるいはタドモル人達の領域内において、塩を所有する者はいかなる者も、収税人の前でそれを査定し、1モデイウスについて1アサリーを支払う(?)。

(63) 総督ガイウスは……タドモル人達と収税人達との間の……税の規定について……

(64) 私は次のことを決定した。アルキムス……法律……奴隸……

(65) 奴隸を、タドモルあるいはその領域内に、輸入する者あるいはそれを輸出する者はいかなる者も、収税人にたいして各人について22デナリーを支払う。

(66) ……輸出する者はいかなる者も、収税人にたいして12デナリーを支払う。

(67) 経験奴隸を売却する者はいかなる者も(?) 10デナリー。

(68) ……奴隸……輸入は10デナリー。かつ輸出は12デナリー。

(69) 経験奴隸を輸出する者はいかなる者も、法律の記載にもとずいて……を支払う。

(70) ……奴隸……売却するものはいかなる者も、9デナリーを支払う。かつ輸出に……

(71) 羊毛の輸入に……タドモルに輸入されるイタリア羊毛から徴収しない。

(72) ……他の(羊毛の)輸出にたいする税は、今日……同意されていように……

(73) ……イタリア羊毛の輸出から(?)徴収しない。

(74) 山羊の皮袋に入れられた香油は、収税人が法律にもとづいて徴収する。……収税人が文書において犯した誤記によつて……税は13デナリー。

(75) ゲルマニクス・カニサルもまたスタテイリウスに宛てた書簡の中で、税はイタリア・アサリーによつて徴収されること、かつ1デナリー以下の場合、収税人は慣習にしたがつて少額貨幣によつて徴収することが正しいと述べているように、

(76) 屠殺業者にたいする税はデナリーによつて支払われねばならない。

(77) 放棄された(動物の)死骸は課税されない。

(78) 食糧について、私は法律にもとづいて次のことを決定した。

(79) 国境を越えて輸入あるいは輸出される時は、1積荷について1デナリーが課税される。

(80) (バルミラ領域内の)村々へ輸出あるいは村々から輸入する者から、彼等にたいする讓歩にもとづいて徴収されない。

(81) マツカサならびに同様種類の品物は、販売されるために輸入される時は、他の諸都市においてもなされるように、乾燥物資にたいすると同様に課税されることを決定した。

(82) ラクダは、それが積荷をしていても空荷であつても、国境を越えて將來された時は、法律にもとづいて、また秀れたニルプロ

ンがバルバルスに宛てた書簡の中で決定したように、各ラクダについて1デナリーが課せられる。

(83) ラクダの皮については、これらもまた課税されない。

(84) 牧草と野菜(?)とは、それが商品であるから、税が支払われることを決定した。

(85) 女奴隷にたいする税は、法律が明白に決定したように、前述の収税人は、1デナリーあるいはそれ以上取る女奴隷から、各女について1デナリーを徴収する。

(86) またもし女が、それより少く取つているならば、彼は彼女等が取つているだけ徴収する。

(87) ブロンズ彫像から、ブロンズと同様に徴収され、また各彫像は半積荷の割合で支払われ、かつ2体の彫像は1積荷の割合で支払われることを決定した。

(88) 塩について、私は次のことを決定した。

(89) それは公共の場所すなわち人々が集る場所で販売されること、

(90) また自己の消費のために購入するタドモル人達はいかなる者も、法律にもとづいて1モデイウスについて1イタリア・アサリーを支払うこと、

(91) またタドモルで採取される塩は……法律に記載されている

ように1アサリー、

(92) またそれは慣習にしたがつてタドモル人達によつて購入されること。

(93) 緋色染の……にたいする税……

(94) 小売商人……收税人は上記の法律にもとづいて徴収する。

(95) 毛皮から、輸入にたいして彼は2アサリーを徴収する。かつ輸出にたいして……

(96) 家畜を牧畜のために国境外から将来する者はいかなる者も、課税される。

(97) あるいはもしタドモル領域内に(?) 剪毛のために将来する時は……課税されない……

(98) 牧畜税は住民には課せられないが、国境外から牧畜のために将来される家畜には、法律にしたがつて1デナリーが課せられることを決定した。

(99) 收税人はもし彼が望むならば、輸入された家畜に烙印することができぬ。

(ギリシア語)

パルミラ語(16) — (62) と同文

(100) ……支払わない者からいかなる者であつても、收税人は担保を取る……

(101) 收税人は2倍相当のものを充分な担保として取ることができぬ。これについて收税人のもとへ2倍の分だけ持込まねばならぬ。

(102) いかなることであつても收税人が何人かを訴え、またいかなることであつても收税人が何人かから訴えられた時は、そのことについて、パルミラにおいて任命されたローマの司政官(?) によつて裁判が開かれねばならない。

(103) 收税人は(税を) 支払わない人々から、彼自身あるいはその代理人によつて担保を取る権利をもっている。

(104) またもしその担保が三日以内に受出されなければ、收税人はそれらを売却することができる……

(105) 公共の広場において、奸策(掛値?) なく売られる(?)

……

(106) もし……收税人に管理するよう引渡された……売られた時は法律にしたがつて……認められる。

(107) 倉庫……カエサル(複数) が收税人に……与えられる(?)。

(108) しかし何物も受取らなければ……

(109) ……2倍の分だけ罰を課す……認められている。

パルミラ語(63) — (99) と同文

解説

1 序文 (2—13) これはバルミラ関税法の冒頭におかれ、関税法制定の主体 (2—4)、制定理由 (5—7)、布告方法 (9—12)、施行上の注意事項 (13) などを明示している (9 新法標題の項参照)。

2 言語 本文はバルミラ語とギリシア語とで書かれ、両語はほぼ適確に対訳されている。バルミラ語とはアラム語のバルミラ方言であり、バルミラ特有のアルファベットで表記される。この地一般の日常会話はバルミラ語が用いられていたもので、私的碑文の大部分はバルミラ語で書かれているが、ローマの東方政策の影響によつて政治用語は殆んどギリシア語であり、公文書は多くギリシア語で書かれ、またラテン語が用いられることもあつた。したがつて関税法のように一般に布告する法令は両語が用いられ、かかる例はバルミラ碑文にしばしばみられる。

3 布告年月日 (2) 西紀一三七七年四月十八日。バルミラでは紀元前三二二年十月一日にはじまるセレウコス朝紀元を採用した。

4 官名 元老院が最高の政治機関であり、会議には議長と書記のほか二名の執政官が参加した (3)。書記は「人民」の代表として加わつたので、「元老院と人民」の書記と呼ばれた。二名の執政官はローマの *duoviri iure dicundo* に相当し、ボスツラなどオリエントのギリシア諸都市にその例がみえる。また執政官は軍隊を指

揮する将軍 (ストラテゴス) の役割を演じたと思われる。

執政官の下には十大官と理事官がいて實際政治に當つた (13)。十大官はギリシア諸都市における *decemviri* あるいは *decaprotas* に相当するものと考えられ、徴税と財政上の赤字処理との責任をもつ財務官である。理事官はローマ皇帝あるいはシリア総督と、たとえば立法などの際に事前に接渉する涉外官である。また収税人は執政官との契約にもとづいて、徴税実務を請負つた。収税人が「法と慣習にしたがつて」徴収したというのは、徴税は原則として徴税法にもとづいて行われるが、そこに記載されていない場合は慣習にしたがつて徴収したことを意味する (6)。このような徴税請負制度は収税人の不当行為、収税人と商人との紛争など多くの弊害を生じた (30 収税人の権限の項参照)。

以上は明らかにローマ共和政治組織の模倣であるが、収税人を除く政治上の権力的地位は、いずれも有力な隊商指導者あるいは経営者の名譽職であつたと考えられる。

5 人名 (3) バルミラ市民はセム族を母胎としているが、その他バルティア人、ギリシア人、ローマ人も居住し、それらの間に混血もあつて複雑な人種構成をなしている。そのなかでイラン人種であるバルティア人だけは同胞視されたが、ギリシア人は異邦人視され、都市内に特定の居住区域が設けられていた。したがつて人名

はセム系を主とし、イラン、ギリシア、ラテン系のものがみられたが、とくにハドリアヌス帝時代以後、バルミラとローマとの関係が緊密になるとともにラテン系が多くなり、セム系の名の上にローマの家族名をつけることもあった。

6 ラブ・アシレー神殿 (12) ラブ・アシレー 𐤠𐤃𐤍𐤏𐤃

12) *Papaeion* は「捕虜の長」の意味をもつ魔神で、その信仰は南部メソポタミアのグノーシス教マンダヤ派の記録にうかがわれる。

7 積載量 (14) 荷車1台の積荷はラクダの積荷の4倍として算定される。また (24—34) によりロバの積荷はラクダの積荷の半分として算定されていることが解る(結語116頁参照)。すなわちバルミラ関税はラクダの積荷を基準とする従量税である。そしてラクダの積荷は125—150キログラムと考えられる。(14) はあらゆる種類の商品に適用される一般的規則であるから、新法標題 (15) に続くべきものである。しかるにこれが (15) に先んじているのは、刻文にあつて碑の空白部分を利用したのか、あるいは後から書き加えられたものと思われる。

8 通貨 バルミラでは、ドラクメ銀貨、当2ドラクメ銀貨、各種のオパール銀貨(ドラクメ貨の $\frac{1}{6}$)を含むバルティア貨幣の流通もみられたと考えられるが、関税法ではすべてローマ貨幣に基いている。ローマのデナリウス金貨はローマ帝国が東方諸州で流通さ

せるために打刻したもので、バルティアの重量不足のドラクメ銀貨の下落に拍車をかけたと考えられる。当然存在したと推測される兩替所については未だ史料が現われていない。当時の1デナリウスの価値は4セステルテイ、また16アスに相当する。アサリウスはギリシア風のもので、アスに準拠するが等価値でなく、1アサリーは1デナリウス銀貨の1/24である。

9 新法標題 (1、15) (1) は第二部および第三部の上に大きい字で2行に書かれている(図1参照)。これは全体の冒頭に記された、いわば献辞であり、かつ新法標題として(15)のバルミラ語にたいするギリシヤ語部分に当ると思われるが、両文の間には正確な対訳がなされていない。このようなことはバルミラ関税法の中では他に例をみない執政官のL・アエリウス・カエサル、P・コエリウス・バルビヌスについては明らかでないが、(1) は当時のバルミラとローマとの関係を知る好史料をなしている(結語122頁参照)。(15) は第二部のはじめ、三つの欄にわたつて大きい字で一行に書かれていて、この標題のあとに一三七年四月十八日制定の新法(16—54)が続く。

序文に示されている通り、この関税法は新法と旧法とを併記する(12)。そしてその両法は「ハドリアナ・タドモルの税関とアエリウス・カエサルの水源との徴税法」という標題(15)と、「総督マリ

ヌスの前で取決められた徴税請負契約にもとづくタドモル徴税法ならびに都市とその領域内にある水源と塩とにたいする徴税法」という標題(55)によつて区別されていることが明らかである。しかるに新法、旧法がいずれの部分に当るか、また(100—109)の部分はそれまでの部分とは形式、文体も異つて法の注解(特別条例)と思われるが、それが新法、旧法のいずれに属するかということが判然とせず、この問題について従来三つの見解が生じたのである。すなわち

(1) 旧法、新法、新法注解

Chabot, J. B., *Choix d'inscriptions de Palmyre*, Paris, 1922, p. 23 ff.

(2) 新法、旧法、新法注解

Dittenberger, W., *Orientalis Graeci Inscriptiones Selectae*, Leipzig, 1905, Vol II, No. 629, p. 334, n. 98.

(3) 新法、旧法、旧法注解

Février, J. G., *Essai sur l'histoire politique et économique de Palmyre*, Paris, 1931, p. 33 ff. Seyrig, H., *Le statut de Palmyre*, Syria, xxii, 1941, p. 155 ff.

である。この三者についての解決には二つの標題と序文とが極めて重要な意味をもつてゐる。

まず標題についてみると、「タドモル」は古称であり、アラビア人の間では現在に至るまで用いられている呼名であるが、「ハドリアナ」^③とは一二九年ハドリアヌスのパルミラ訪問の際につけられた名称である。新法の制定は一三七年のことで、先述したようにこの間にパルミラはハドリアヌスによつて美化され、パルミラ人はそれになんがて歓喜の意を表わしている。④として新法はおそらくハドリアヌスの一般政策に應じて発布されたのであるから、この二つの標題にみられる名称から判断すれば、明らかに前者が新法である。

次に序文に示された新法制定の趣旨をここに繰返すならば、

1、パルミラ元老院が制定、施行の責任を有すること、

2、旧法に記載されていなかったために商人と収税人との間の紛

争の原因をなした多数の品目を明らかにすること、

3、各品目には慣習にしたがつて税率を定めること、である。と

こゝで(55)の標題は関税法制定に當つてローマの総督の支配を認めてゐる。またこの標題の下では乾燥物資と緋色染の羊毛のみについて述べ、「また収税人は上記のようなあらゆる種類の商品から徴収する」(58)として、これら二商品以外の品目についての規定が存在したことを示しながら、その明細を挙げていない。これは旧法に先立つて新法を刻み、税率に変動のあつた品目のみを旧法として残し、他はすべて省略したものと考えられる。ただしその省略され

た品目の数は、新法において列挙されたものより少なかったにちがいない。

また新法が旧法に続いて刻まれたとすれば、新法においてこの二商品の税率が2倍に引上げられたことになる。しかし(15)の標題の下では保護関税の性質が認められ、それはローマの総督の干渉をうけた旧法よりもバルミラ元老院の責任において制定された新法の趣旨に適合する(結語二頁参照)。このように考えると、内容の点からみても(16―54)が新法であり、(56―62)が旧法である。

先きにあげた三つの組合せのうち、第一の組合せを主張するシャポーによれば、マリヌスは新法制定当時のシリヤ総督で、「総督の前で取決められた徴税請負契約」とは序文にいう「新しい契約」であり、そして「すべての他の商品は上記のように課税される」という表現については、新法では二商品以外はすべて旧法における税率が存続したと解釈する。しかし最近の研究によれば一三七年のシリヤ総督はマリヌスでなく、その他の点についても以上述べ来たつた理由によつて採ることはできない。

10 奴隷 (16―19) 原文では奴隷は男性形(*στράγγιλυτραδαν*)で表わされるが、とくに性と関係はなく、奴隷に関する徴税について三つの場合をあげている。

1、奴隷の輸入にあつては22デナリ。

2、バルミラにおける売却について未経験奴隷は12デナリ、経験奴隷は10デナリ。

3、バルミラにおいて購入された奴隷の輸出にあつては12デナリ。

ローマ帝国における経験奴隷すなわち経験年数一年以上の奴隷は、未経験奴隷すなわち経験年数一年以内の奴隷と異り、ローマ法によつて免税されるだけでなく申告されることもなかつたが、バルミラでは両者について税率以外に何らの区別もない。のちバルミラの有力者の中にはバルティアにならつて武装奴隷をおくものが現われるが、バルミラの発展にともなう奴隷数の増加と独特の所有形態の存在したことがうかがえる。

11 乾燥物資 (20―22) 乾燥物資とはおそらくクルミ、フスダシウの実、インゲン豆、マツカサなどの乾燥した木の実をいう。要するに人間とラクダ、ロバなど動物にとつての貯蔵食糧あるいは燃料であり、今日でもシリヤでは利用されている品物である(26乾燥物資の項参照)。

12 絳色染の羊毛 (23) 当時バルミラで使用された織物としてはギリシヤ風の亜麻布(りんねる)に次いで高級品ともいふべき毛織物、絹織物があり、そのほか羊毛あるいは木綿糸と中国の絹糸とで織合されたものがある。これらは衣服や死体装飾に利用されたの

であるが、いずれにも緋色のものがかなりあるから、果して厳密に羊毛に限定されたのか疑問である。

シリアでは古くから染色工業が発達していたが、当時バルミラ周辺には多数の緋布工場があつた。^② なおインドでも羊毛の緋色染めが行われていたから、このような下地のできた織物が輸入されることもあり、^① 中国の絹織物の中には紅海を通り、テイルやペイルトで染色、織直しなど加工されてからバルミラへ入るものがあつた。^③ (27 緋色染の羊毛の項参照)。

13 香油 (24—28) *ḥayḥ, ḥayḥ, ḥayḥ* と記し、主として儀式に用いられた。バルミラ人の取扱商品のうちでも主要なもので、おそらくインドやアラビアから運ばれたものと思われる。これには高級品と普通品の区別があり、前者は細長い首のついた雪花石膏製のフラスコびんに入つていて、その容器にはしばしば香油製造人の銘が記された。後者は小売りされ、皮袋に入つていた。後者の税率は前者の1/2で、両者とも輸出税は輸入税の1/2である。(35香油の項参照)。

14 オリーブ油 (29—31) *zaytun, zaytun* と記し、香油とは厳格に区別される。輸入税は香油の普通品と同率であるが、香油の場合と異つて輸出税と輸入税とが等しい。

15 脂肪 (32—34) オリーブ油と同様に貯蔵食糧として食用に

供せられたものと考えられるが、いかなる種類の脂肪か明らかでない。輸出税と輸入税とが等しく、油と同率である。

16 塩漬物資 (35—37) 原文には欠損が多いが、塩漬の魚に関する規定で、もとより貯蔵食糧である。パレスティナにおいてはテイベリヤス湖の干魚あるいは塩魚が重要な輸出品になつており、それがバルミラに輸入されたものと思われる。輸入税はラクダの積荷につき10デナリーで、輸出税はおそらく6デナリーである。

17 獣類 (38—39) 乗用としても利用できる獣類を意味すると思われる。

18 家畜 (40—44) 原文に欠損が多い。羊は一匹につき輸出・輸入ともに1アサリー。ラクダに適用されると思われるものが3アサリー。次いで2アサリー、最後に1デナリーの税が記されているが、その対象品目は明らかでない(44家畜の項参照)。

19 香油製造業 (45) 營業税である。バルミラ語では明らかに香油であるが、ギリシア語では単に油という語を使つている(13香油の項および14オリーブ油の項参照)。

20 娼婦 (46—48) おそらく月税である。ローマ帝国においては、娼婦はその取引一回分の額を毎月徴税されるという、カリグラによつて定められた原則があり、これにもとずいたものと考えられる。ギリシア語ではすべて *porneia* であるのにたいし、バルミラ語

では *ḥayyūn* の二つの相異なる語が用いられているが、その区別は明らかでない(40 娼婦の項参照)。隊商都市は砂漠の「港町」であり、欲楽街は隊商人を呼び寄せるに不可欠のものであつたにちがいない。

21 諸營業稅 (49—51) 原文にかなり欠損がある。各店舗は取扱商品に拘らず月稅1デナリーを課せられることが定められている。パルミラ周辺には遊牧民族が多くて皮革の取引は盛んであり、皮革は主に天幕、商品包装、皮袋に利用された。パルミラ製の皮革でも販売すれば課稅された。

被服商人はその取引が季節により、また隊商人あるいは遊牧民の一時的流入によつて大きな變動をうけたので、それに即応して課稅されたのである(38ラクダの項、43諸營業稅の項参照)。

22 水 (52) ギリシア語文にのみ「一年につき」という語が記されている。稅額の大きさから判断して、おそらく隊商のラクダの飲料、土地の灌漑、浴場經營など大量の水の使用を対象としたものである(31水の項参照)。

23 收穫物 (53) おそらく新しい收穫物であるが、稅率は11の乾燥物資の1/2である。同様種類の商品とは、マグサその他牧草をさすと思われる(37食糧の項参照)。

24 獸獸 (54) 空荷のラクダにたいする稅は、慣習にしたがつ

てロバにたいしても同様に課せられる。「解放された人」とは解放奴隸のことで、キルクスはパルミラの收稅人か、さもなくばローマのシリア屬州における稅務官と思われる(38ラクダの項参照)。

25 旧法標題 (55) この標題に続く(56—62)が旧法である。旧法が非常に短いのは、前述したように新法の中にそのまま存続した品目が省略されたためと考えられる。

標題にみえる「マリヌス」についても、旧法の制定年代についても明らかでない。ただし29以下の注解(A・Bとも)には旧法の引用がみられるので、注解Bができたと思われる68/69年以前のものであることは間違いない。すなわち旧法はこの碑文中の最古の部分である。

「總督」(*ḥakīm*)はパルミラと收稅人との間に結ばれた契約を監督したのか、あるいはパルミラで制定された法律の実施には總督の承認を必要としたのか、あるいは總督から指令された法律にパルミラが無条件に服従したのか、いずれとも判断することはできない。しかしいずれにせよ、重要なことは旧法制定においてローマの總督が干渉しているという事実^⑤である。

26 乾燥物資(旧法) (56) 11乾燥物資の項参照。

27 緋色染の羊毛(旧法) (57) 12緋色染の羊毛の項参照。

23 塩(旧法) (59—62) 原文には欠損が非常に多い。バルミラ領内で採取される塩も、輸入される塩と同様、1モデイウスについて1アサリーの税が課せられる。バルミラの塩田は十八世紀にも周辺諸地への供給源をなしていた^⑩(42塩の項参照)。

29 旧法注解A (100—109) バルミラ文はなく、ギリシア文にも欠損が多い。注解Aの制定年代は示されていないが、序文の趣旨に反して煩雑であり、かつローマの権威に依つていから(102)、新法注解であるとは考えられない。また旧法の引用がみられるので(106)、旧法より後のものであることが明らかである。おそらく旧法制定後、交通量や商品目の増加ひいて物資の輻輳に伴つて、収税人の不当行為やその他諸種の紛争を含む新事態が生じ、その解決のために旧法の再確認あるいは新規定が、ローマの総督によつて特別条例すなわち旧法注解の形で適時つけ加えられた。それを一三七年旧法改訂に當つて、まとめて附録として加えたのである。かくてこれらは総督の決定事項として、原文においてギリシア語で書かれ、バルミラ語には訳されていなかったものと思われる。

30 収税人の権限(旧法注解A) (100—106) ローマ司政官 *Procurator Aënos* (Juridicus) は、二・三世紀を通じてバルミラに駐在し、同地に居住する諸人種間の紛争や、法の適用から生ずる係争を調停したと思われる^⑪。またバルミラ駐屯のローマ軍を指揮して都市の秩序維

持にも當つたがその階級は一定しない。おそらくエジプトのアレキサンドリア駐在のローマ司政官と類似のものであろう。

31 水(旧法注解A) (107—109) 原文が殆んど欠損しているが、水源(複数)の使用に関する規則であり、規則に違反する者にたいして税額の2倍の罰金が課せられることが解る。これは相当数の違反者が存在したことを表わしている(22水の項参照)。

32 旧法注解B (63—99) 旧法注解Aと同様にローマ総督が決定した特別条例であり、当然旧法の注解と考えねばならないが、新法、旧法、旧法注解Aのような課税品目あるいは税率の設定とは異り、いわば徴税にあつたつての苦情処理条項であり、用語や文体も著しく相違している^⑫。

旧法注解Bの制定年代については正確には分らない。しかしコロンブンの決定に依つていから(82)、その総督職が終る66年以後のものであることは明らかである。そしてガイウス総督によつて公布されたものとして、その総督在職期間にあたる68—69年に制定年代を置くのが妥当である^⑬。

旧法注解A・Bによれば、ローマのシリア総督は次の諸問題について裁決命令している。

誤字によつて歪曲されていた税率の訂正(74)、徴税にはローマ貨幣を用いることの再確認(75、76)、食糧についての通過税の設

定(79)、都市内における食糧輸送にたいする免税(80)、マツカサなどにたいする他の諸都市と同様の税率設定(81)、ラクダにたいする通行税の設定(82)、ラクダの皮の免税(83)、牧草・野菜にたいする税率設定(84)、娼婦にたいする税率の再確認(85)。

要するに旧法制定後の新事態について、ローマのシリア総督は先任者の決定事項とシリア地方の規準とにもとずいた処理をしたのであり、旧法および旧法注解では一切の権限がローマ総督の手中にあつたことを示している。

33 奴隷(旧法注解B) (63—70) 原文に欠損が多い。総督ガイウスが、その支配下にある収税人アルキムスによつて定められた、奴隷の輸出入税についての慣例を確認する。その内容は10奴隷の項と同様であつたと思われる。

34 羊毛(旧法注解B) (71—73) 原文に欠損が多い。イタリア羊毛は輸出入税が免除されることを示している。ただしイタリア羊毛とは如何なるものか明らかでない(12、27緋色染の羊毛の項参照)。

35 香油(旧法注解B) (74) 原文に欠損が多い。山羊の皮袋に入れて輸入される普通品の香油について、収税人が契約書の写しにおいて犯した誤字が指摘され、旧法によつて定められた13デナリーの税が再確認されている(13香油の項参照)。

36 屠殺業(旧法注解B) (75—77) 屠殺は神殿やその他公共の場所で行われても徴税された。「放棄された動物」とは屠殺場へつれてくることのできない老令あるいは病気の動物が、また肉をはがした動物の骨をさすのか明らかでないが、とにかくその死骸が免税となることを記している。これはバルミラではその時まで課税される場合があつたことを示すものである。その税率は示されていないが、税はアサリウス貨幣で査定し、収税人はデナリー以下の場合にのみ、地方で鑄造された小銅貨をうけとるという原則がここで再確認されているから、この税率は大きなものとは考えられない。同時

にかかる原則が再確認されるのは、それまで査定の方法に混乱があつたことを思わせる。新法では(49、50)に属している(21諸諸營業税の項参照)。

ゲルマニクス・カエサルはテイペリウスの甥で、養子となり、十七年よりシリア属州を巡察してローマ・バルティア両国間の友好関係を樹立したが、十九年アンテイオキアで急死した。

スタテイリウスはローマのシリア地方税務官。

37 食糧(旧法注解B) (78—81) ゲルマニクスの書簡に属するものと思われる。「食糧」とは新法では23收穫物(小麦、ブドウ酒、ワラなど)に属するもので、輸出入が国境を越える場合は課税されるが、バルミラ領内では免税となる。「マツカサならびに同様

種類の品物」は新法では11乾燥物資に属すると考えられる。「他の諸都市」とはシリア総督に從属する都市である。バルミラの税率はそれらと同様であるから普通額といえる。

38 ラクダ(旧法注解B) (82—83) 積荷にたいする税は駄獸にたいする税を含まないという一般の原則を明示する。ラクダの皮は天幕や商品包装などに用いられた(24駄獸の項参照)。

ホルブロン Gnaeus Domitius Corbulo はカツパドキア知事を經て、おそくも62年から66年までシリア地方知事であつた。バルバルスはおそらくローマのシリア地方稅務官。

39 牧草・野菜(旧法注解B) (84) 兩者が課稅対象品であることを示す。税率を明らかにしていないが、新法では(23收穫物)に属すと思われる。

40 娼婦(旧法注解B) (85、86) 20娼婦の項(新法)と同じ内容である。

「私」とはおそらくホルブロンの書簡からの引用である。

41 彫像(旧法注解B) (87) ブロンズ像はギリシアあるいはキプロスから輸入された。牧草と同様、課稅対象品であることを述べたのみで税率を示していない。1積荷、半積荷とは明らかにラクダの積荷であり、ブロンズ像も従量稅が課せられることを示している。新法での帰属は明らかでない。

42 塩(旧法注解B) (88—92) パルミラではすべての他の地方

におけると同様に塩の販売は公開されねばならないこと、各人は1モデイウスの塩について1アサリーの税を支払うことを定める。前者はローマ帝国の塩の専売制に從つており、塩の公売を特記しているのはパルミラにおける闇塩の流用を示すものでないかと考えられる。パルミラで採取される塩は税があらかじめ査定され、それが支払われた後に自由に取引された(28塩の項参照)。

43 諸營業稅(旧法注解B) (93—95) 原文に欠損が多い。緋色染の衣服、被服商人、皮革にたいする課稅について述べる(21諸營業稅の項参照)。

44 家畜(旧法注解B) (96—99) 家畜の輸入には原則として課税されるが、羊の場合、それが剪毛を唯一の目的とする輸入であれば免稅になる。パルミラ文の最後の節は判読できないが、ギリシア文によつて推測できる(18家畜の項参照)。

結 語

バルミラ関税法は、「序文」に続く「新法」、「旧法」および「旧法注解」とからなり、「旧法注解」は作者、年代を異にする二つの部分に區別することができる。ところでこれらはすべて一朝一夕に作られたものではない。パルミラを中心とする隊商交易の永年にわた

新 法		旧法注解 B		旧法注解 A		旧 法	
10	奴 隸	33	奴 隸				
11	乾 燥 物 資	37	食糧の一部			26	乾 燥 物 資
12	緋色染の羊毛	34	羊 毛			27	緋色染の羊毛
13	香 油	35	香 油				
14	オリーブ油						
15	脂 肪 物 資						
16	塩 漬 物 資						
17	獸 類						
18	家 畜	44	家 畜				
19	香油製造業						
20	娼 婦	40	娼 婦				
21	諸 營 業 税	36	殺 業 税				
22	水	43	屠 業	31	水		
23	収 獲 物 賦	37	食糧の一部				
24	駄 賦	39	牧草・野菜				
		38	ラ ク ダ				
		41	プロズ像				
		42	塩			28	塩
				30	収税人の権限		

る発展に伴つて一定の慣習が生じ、それが成文化して「旧法」となり、さらに交易が活潑化すると、新しい商品や問題が発生して注解が附加された。交通量の増大はやがてその注解をも不十分なものとし、ローマの東方政策とも相俟つて一三七年の「旧法改訂」すなわち「新法制定」となつたのである。「関税法」に挙げられている項目を表によつて分類すると上のようになる。

そこで「新法」と「旧法」との比較を中心にして、この「関税法」が有する意義を検討したい。

第一は、バルミラ関税法は基本的にはローマ帝国のそれと同様に財政関税であるが、とくに新法は保護関税の性格を帯び、また収益が都市の金庫に納入される都市税をなしていることである。

ただし新法が適用される関税領域ないし関税線は目下のところ判明しない。都市と呼ばれるものが現在の遺址を中心とすることは明らかであるが、境界はこれより遙かに広い地域にわたつたに相違ない^⑩。

旧法注解(79)では駄賦にたいして空荷、積荷に拘らず、1デナリーの固定した通行税が課せられ、それは積荷にたいする税に含まれていなかったが、新法では積荷にたいする税に通行税が含まれている。したがつて新法では空荷の駄賦にたいしてのみ通行税が課せられたことになる(54)。(13)と(32)の間にみられる税率25、

13、7デナリーは、いずれも1デナリーの通行税を含んだものである。

品目	ラクダの積荷	ロバの積荷
乾燥物資	3デナリー	2
オリウツ油	13	7
脂肪	13	7

ラクダとロバとの積荷についての税率は上の通りになつてゐる。

これは次のような解釈ができる。

3デナリー＝2デナリー（積荷税）＋1デナリー（ラクダの通行税）

2デナリー＝1デナリー（積荷税）＋1デナリー（ロバの通行税）

13デナリー＝12デナリー（積荷税）＋1デナリー（ラクダの通行税）

税）

7デナリー＝6デナリー（積荷税）＋1デナリー（ロバの通行税）

すなわち税率の内容は同じであるが、序文の趣旨にそつて簡略化されたのである。

次に「新法」では都市の消費に関係ある商品の税率を引下げる傾向がみられる。新法では小麦、ブドウ酒、ワラ、同様種類の商品を積んだ駄獣が一行程ごとに1デナリーしか払つていないとすれば（53）、前述の理由によつてそれは通行税のみで、積荷税は免税になつたことを示している。これにたいして旧法では食糧の積荷につい

て1デナリーが払われ、この関税の上に通行税が加えられたのである。

また「新法」では乾燥物資について、輸出入ともラクダの積荷にたいして3デナリーが課せられ、駄獣の通行税を差引くと2デナリーとなるが、旧法では通行税を含まずに4デナリーであり、「旧法」に比べて「新法」では輸出入税が半減している。同様に緋色染の羊毛について、新法では8アサリー、旧法では4デナリーであるから、「新法」では1/2に引下げられている。

さらに「旧法」では輸出、輸入ともに同率の税を課しているが、新法では香油、オリーブ油にたいする輸出税が輸入税の半分になっている。

以上にみられる新しい傾向は何を物語るのであるか。それは交易の進展はもとよりであるが、とくに指摘したいのは土着産業の発達とその保護である。

土着産業の一つは緋布工業であり、新法では緋色染羊毛や緋布の半製品を以前より安価で仕入れることができるようになった。そのため生ずる関税収入の減少は、税率引下げに伴う取引高の増加により、また都市営業税の設定によつて補償され、結局土着産業を発達せしめたいやうに、都市の収入が減少することはなかつたと考えられる。また香油製造業についても同様のことがいえる。土着産業とし

てはこのほか皮革加工業と製塩業をあげることができ^⑩。

第二は、塩についてである。旧法では塩が重要品目として取扱われているが、新法では現在判読できる限りにおいて塩についての規定が全くない。しかし製塩業はバルミラの土着産業であり、この頃からとくにバルミラの塩田はバルミラにとつても、ローマにとつても重要な役割を演じたにちがいないのである。そこで塩は重要なが故に、ローマ当局が一三七年以後も徴税権を保持したのではないかと思われる。

第三は、関税法に挙げられた品目の他にバルミラを通過した物資としては、絹、金、銀、象牙、ガラス製品、宝石、神殿や都市の建設用石材・木材、武器などが考えられるが、関税法の品目は殆んどが食糧を主とする生活必需物資であり、いわゆる奢侈品は、おそらく絹糸を含む緋色染の羊毛と香油以外にみとめられないことである。しかしこれら食糧はバルミラ人の、またバルミラを通過する隊商人の、そして隊商を通じてオリエント各地の人々の口に供せられるものであり、この関税はバルミラにとつて固定した大きな収益をもたらしたものと考えられる。つまり関税法の品目は隊商都市としての存立上、最も基礎的な交易商品なのであり、この関税法は主として地方的取引を対象としたものである。一般に奢侈品の交易とは食糧の場合よりは遙かに遠隔の地との交易であり、それだけに世界的意

義をもち、その通過が隊商都市に大きな利益をもたらすことはいうまでもない。しかし奢侈品が通過しなくとも隊商都市は存立し得るが、生活必需品が通過しなくてはその存立は不可能である。また奢侈品の通過が盛んになれば隊商人の往来も増し、それだけ生活必需品の需要が大きくなる。しかし、ここで問題となるのは、当然バルミラを通過していたと考えられる奢侈品が、緋色染の羊毛と香油をのぞいて、何故に関税法のなかに挙げられていないかということである。その理由としては、まずバルミラでは単に西から東へ、東から西へと通過する奢侈品を課税の主要対象としなかつたことが考えられる。緋色染の羊毛や香油はバルミラへの輸入すなわちバルミラでの利用が主要目的であることは明らかであり、そのうえ營業税など都市における取引に課税する一方、通過商品には免税をかなりみとめているほどである。またローマが自国産出の奢侈品の販路を拡大し、かつは東方の奢侈品をできるだけ安価で購入するため、その関税徴収をバルミラに許さなかつたことが考えられるが、現在いずれとも決し難い。

第四は、新法の初にみられる荷車の規定(14)である。元来オリエントではロバがラクダより早く利用されたが、ラクダの便利さからその使用の方が増え、ラクダとロバとの積載量の比例は自明のこととなつて新法でも更めて規定をしていない。ところでラクダの四

倍に相当する荷物を積む荷車の利用には当然に道路の整備を必要とする。道路の整備は、おそらくローマ人が主として軍事上の目的によつて行つたにちがいないが、一三七年には関税法にこの規定を加えねばならぬほど荷車の利用が盛んになつてきたのであり、従前に比べて老大な物資の輻輳がしのばれる。

第五は、関税法制定にあつたつてのバルミラ元老院の自主性である。序文に示されているように少くとも表面的には何らローマの総督の干渉をうけていない。都市中心の税率が設定されていることや、当時ローマの関税は従価税であり、バルミラの従量税とは異つていることなどを考え合せるとこの事實は疑いがないことである。旧法は一切がローマの総督によつて取決められたのであるが、新法におけるこのような変化は何に基因しているか。それは最も直接的にはハドリアヌスの政策に依る。都市を美化しただけでなく、それに自治権、少くとも都市行政についての自治権を与えたのは彼ハドリアヌスである。ただしハドリアヌスはナビタイにも自治権を与え、ペトラはメトロポリスの資格をもつて、ハドリアーネ・ペトラ *Adrian Petra* と呼ばれていることでも分るように、これはハドリアヌスの一般政策にもとづくものである。バルミラ元老院は賦与された権限を最大限に活用し、まず都市にとつて最も重大な関税法改訂において具現したのであつた。

第六は、関税法実施上の自主性であり、具体的には収益の国庫納入と収税人にたいする監督権掌握である。旧法ではバルミラにおける関税収入も、結局はローマの総督の手中に帰属したと考えられ、また収税人は総督配下であり、かつ多くはローマ人であるため彼等の専断にたいして、商人の立場は極めて弱かつた。収税人を相手どつてバルミラ駐在のローマ司政官に訴訟をおこすことは許されていても、収税人は紛争の対象となつた商品を判決が下るまで差押えることができたから、その間際商は動けず、そのための出費は嵩つて、多くは余儀なく収税人の専断に屈したのである。それが新法ではバルミラ執政官や十大官らによつて収税人の措置が監視されることになり、かかる問題は解消した。

第七は、バルミラにおける新興勢力の抬頭である。関税法の自主的制定が直接的にはハドリアヌスの一般政策にもとづくとしても、バルミラ自体の発展が原因していることを見逃すことはできない。バルミラの発展とは隊商交易の伸長であるから、隊商都市の形成、すなわち新法成立への過程において、従来権力をもつていた部族酋長に代つて、当然隊商指導者、経営者あるいは金融業者その他の商人勢力が抬頭する。一三七七年当時、元老院その他政治上の権力的地位にある者は有力な商人によつて占められていたと考えられるのである。いいかえれば血縁による特権階級に代つて、財産による特権

階級が出現したのである。彼等は常に納税手続きを簡素化し、取引上の紛争を回避することを期待していたから、政治上の権力を与えられるや先ずそれを現実化したのである。そしてそれが隊商都市としてまぎれない姿である。

以上、七点についてバルミラ関税法が有する意義を述べたが、ここに重大な問題がのこされている。それはバルミラと、これをほさむローマならびにバルティアという二大國との関係である。これが明確になつてはじめてバルミラ関税法の眞の意義を理解することができるのである。

そもそもバルミラは紀元前一世紀、セレウコス朝の崩壊とローマの内乱とに起因する混乱や、またバルティアとローマとの抗争の中にあつて独立時代を保ち、バビロニアのギリシア・バルティア文化の影響を強くうけた。そしておそらくローマ皇帝テイベリウス時代（一四一—三七七）にローマに併合され、ハドリアヌス時代までその朝貢都市 *civitas foederata* としてローマのシリヤ総督の支配に服することとなつた。バルミラ関税法の旧法ならびに注解はこの時代のものであり、独立時代とは異つて、美術とくにバアル神殿をはじめとする建築物にアンテイオキアのヘレニズム・ローマ文化の影響が明らかに看取される。そしてこの時期にバルミラはベトラと相対抗しうるほどの隊商都市となつたのである。ハドリアヌス時代に入つ

て、バルミラは自治権を享有して一三七年の新法を制定するが、それはあくまでもハドリアヌスの一般政策にもとづく自由都市 *civitas libera sine foedere* としての枠を超えるものではなかつたと考えられる。自由都市は原則として治外法権化され、総督の干渉をうけることなく法律の制定が許されたが、ローマ帝國に臣従することに変わりはなかつた。そのことは何よりも新法標題（1、15）とローマ貨幣による統一とが明白に教えている。さすればこそバルミラ関税法には自主性とともに、塩、奢侈品などについて大きな制限が加えられたという見方もできるのである。次いでセウエルス帝（一九三—二一一年）の下にバルミラはローマ植民地 *colonia juris italici* となるが、ハドリアヌス時代とセウエルス時代とを通じて、「ギリシア化」は一層進展する。しかし三世紀にオデナツスが出現してストラテゴスとなるに及んで、バルミラは再び紀元前一世紀時代のような独立態勢の兆候が生じ、ゼノビアは遂にその完成を企圖して短期間ながら現実化したのである。

一体、二世紀から三世紀にわたるバルミラの急速な發展は、それがローマの属領となつたことに一つの原因がみとめられる。それはバルミラ人にとつて自らの發展のための極めて有効な手段でもあつた。

バルミラの政治社会機構の細部については、その急速な發展に應

じて常に変動していたと考えられるが、全体として二・三世紀のバルミラの官制はローマの官制の模倣であることはまぎれない事実である。二世紀の「元老院と人民」とはローマの共和統治形態であり、三世紀の「ストラテゴス」には、バルミラの国内事情もさることながら、ローマの元首政(君主政)の影響をみる事ができる。すでに二世紀はじめには、ナバタイという競争相手がローマ軍によつて抹殺され、地中海市場が開放され、交易路が移動し、アントニヌス帝治下のローマの購買力が増加するなど好条件が整っていたが、加えてローマとバルティアとの間に比較的平和時代が続いて交易を促進し、とくに絹の交易は年とともに活潑化したと思われる。その上、一〇五年のトラヤヌス、一六四年のアウイデイウス・カツンウス、一八九九年のセプティミウス・セウエルスのバルティア遠征に際して、バルミラはローマ補助軍あるいはバルミラ軍としての軍隊補充、駄獣補充、食糧補給、ニューフラテス河畔の基地提供、シリア砂漠の諸部族との連繫、軍用道路を通る荷車の利用などにおいて大きな貢献をなし、これが戦時にもバルミラに非常な利益をもたらしたことは疑いない。

かくしてバルミラ市民はその発展の気運に乗じて、西はエジプトのコプトスに足を伸ばし、ギルドをつくつて商館を建てることをローマから認められている。また地中海沿岸諸港に商船をもつて多角

的企業を行い、ダキア(ルーマニア)、ガリア、ヒスパニアからブリタニアにも遠する者があつたことを数多くの碑文が示している。そしてローマ市民権を獲得したり、ローマ貴族に列せられる者も多数現われた。しかも三世紀半ばまで「ハドリアナ・バルミラ」の名で呼ばれているように二・三世紀のバルミラの発展は実にハドリアヌスの恩恵に負つていたのである。その恩恵の最大なるものが、一三七年制定の関税法であることは言を俟たない。

次にバルミラとバルティアとの関係については、現在バルティア史料が極めて乏しいために、これらを殆んど明確にできない。しかし、確かにバルミラはローマの東方政策の影響で著しくギリシア化されたし、バルティアとの通商関係やバルティアへの隊商旅行は不安定でもあり危険でもあつた。それにも拘らずバルミラ市民は東方にも勢力を挙げ、ベトラより北方にあるという地理的優位によつて、二世紀以来、それまでメソポタミアでティグリス・ニューフラテス両河の上流に向つていた東方の物資を吸収し、バルティア領内のパビロン、ウオロゲシア、フオラート、カラフなどの諸都市にバルミラ商業植民地を建設し、そこにバルミラ神の神殿を建ててギルドの中心にしていた^⑧。そしてバルミラ人の収入の主な部分は、バルティアとの通商にもとづいており、また文化上の交渉も密接であつたことが遺物によつて推測できるのである。したがつて政治上でもバルテ

イアと深い関係があつたと考えなければならない。

かくして二・三世紀における東西にわたる交易を通じてバルミラはギリシア、ローマ、バルティア、インド、中国の諸文化を結び、やがて来るビザンティン文化にも影響を及ぼすことになる。

エジプトのコプトスで発見された、九〇年付のギリシア語の通行税碑文や、アルジェリアのザライで発見された二〇二年付のラテン語の関税法碑文は、バルミラ関税法と類似のものとして知られているが、品目、税率とも少く、バルミラ関税法が示す規模の大きさと重要性とに遠く及ばないのである。

しかしここで注意しなければならないのは、隊商都市バルミラがバルティアやササン朝ペルシアに対してだけでなく、ローマに対しても根本的には「自由」と「独立」とを保持し続けたことである。最も顕著な例は自由都市という制約下にあつたとはいえ、他都市にみられない自主性をもつた関税法を制定し、しかも公用語としてギリシア語の外にバルミラ語を用い続けていることである。旧法注解にギリシア語のみの部分のみられるが、それは全く一時的のものに終っている。これはアレクサンダー大王東征以来イスタム帝國成立までのオリエントには、バルティア、ササン朝ペルシアを含めて強大な統一国家が出現せず、複雑な分裂の様相を展開したこと、ローマの東方政策、またバルミラの地理的位置とそれにもとづく政治・

経済力、さらに他のセム系言語に比しバルミラ語が平易であることなどによるのはもちろんであるが、オリエント中世においてとくに顕著にみられる周辺諸文化との交流の中にあつて、実質はあくまで土着のセム系文化を固執するバルミラ人ひいてはオリエント人の氣質に依存するものである。

① これらのほかに旧法、新法、旧法注解という組合せを挙げうるが、新法が旧法と旧法注解との間に入ることは實際上考へられなう。

② *Corpus Inscriptionum Graecarum* n° 6015.

③ *Cantineau, J., Inventaire des inscriptions.* Paris, 1930. I, n° 2.

④ *Seyrig, H., Le Statut de Palmyre.* Syria, xxii, 1941. p. 165 ff.

⑤ *Février, J. G., Essai sur l'histoire politique et économique de Palmyre.* Paris, 1931. p. 47.

⑥ *Mommsen, T., Römische Geschichte.* V. Berlin, 1931. p. 465 ff.

⑦ *Scriptores Historiae Augustae* III, *The Deified Aurelian*, xxix. 3. Loeb Classical Library.

⑧ *Pfister, R., Textiles de Palmyre.* Paris, vol. I, 1934; vol. II, 1937; vol. III, 1940.

拙稿 『バルミラ発掘の漢代絹布について』『関西学院史学』

第三号 昭和三十年。

- ⑧ Seyrig, H., Deux inscriptions grecques de Palmyre, Syria, xviii, 1937, p. 371. Harrer, G. A., Studies in the History of the Roman Province of Syria, Princeton, 1915, p. 21.
- ⑨ Chabot, J. B., Choix d'inscriptions de Palmyre, Paris, 1922, p. 32.
- ⑩ Waddington, H., Inscriptions grecques et latines de la Syrie, section viii, Paris, 1870, n.° 2606 a.
- ⑪ Seyrig, H., Le Statut de Palmyre, p. 155 ff.
- ⑫ 「牧税人」は新法、旧法、旧法注解 A にあつて皆 *θηροποιῶνται* であるが、旧法注解 B では四々所のうち三々所が *τελώνων* となり、*θηροποιῶνται* はただ一回のみ、しかも最終行にみられるにすぎない。
- ⑬ シヤホーは注解部分に A・B のごとき区別を認めず、ともに旧法、新法に続く新法注解とし、バルミラ執政官達の調査結論と考ふる (Chabot, op. cit. p. 33 ff.)。この見解にしたがえば、バルミラ執政官は新法制定にあつて「ローマ税関の慣習とローマのシリヤ総督が定めた先例とに依る」とを注解部分において示したことになる。
- ⑭ デイッテンバーガーによれば、バルミラ元老院は新法について、碑に刻むに先立つてローマの総督の認可を求め、総督が部分修正して承認したものを注解の形で記したと考ふる (Dittenberger, W., *Oriens Graeci Inscriptiones selectae* Leipzig, 1905, n.° 629, n. 98.)。
- ⑮ Seyrig, op. cit. p. 165 ff.
- ⑯ (91) は「*καυκηλαῖον* はその領域に……」であり、(95) (92) (95) (79) (80) (82) (96) (98) はそれぞれ、関税法が旧法時代におきて都市より広る「バルミラ領域」に適用されたことを示す。
- ⑰ 皮革加工業については 21 諸營業税の項 (49) (50) (43 諸營業税の項 (95)) (38 ラクダの項 (83)) 参照。
- ⑱ 製塩業については 28 塩の項 (63) (42 塩の項 (91) (92)) 参照。また二五八年の碑文によれば「*πανάριον*」は金銀加工業者のギルネが受けた (Cooke, G. A., *A Text-book of North Semitic Inscriptions*, Oxford, 1903, n.° 126, p. 286.)
- ⑲ (95) と同じ項参照。旧法標題 (55) では「徵税請負契約にもとづくタドモル徵税法とは別個に、水と塩とにたいする徵税法がつけられてゐる。」
- ⑳ *Corpus Inscriptionum Graecarum*, n.° 4667.
- ㉑ I. G. R. R. n.° 45, n.° 1169.
- ㉒ Cooke, op. cit. n.° 113, p. 270.
- ㉓ *Cantineau*, op. cit. II, n.° 21.
- ㉔ I. G. R. R. n.° 1183, O. G. I. S. n.° 674.
- ㉕ *Corpus Inscriptionum* n.° 4508.
- 〔記附〕 本稿作成にあつて、関西学院大学教授栗野頼之祐博士から多大の御教示を賜わいた。ここに記して深く謝意を表する。
- (一九六一・六・二〇)